

事務名	クリーニング所無店舗取次店営業の届出
根拠法令	クリーニング業法第5条第2項

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。